

令和 7 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 4 号)

令和 7 年度松原市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度松原市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 3, 7 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4, 5 8 4, 3 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 5 日 提 出

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19. 諸 収 入		千円 1, 0 5 5, 4 7 7	千円 2 1 3, 7 2 0	千円 1, 2 6 9, 1 9 7
	5. 雑 入	9 9 6, 1 9 5	2 1 3, 7 2 0	1, 2 0 9, 9 1 5
歳 入	合 計	5 4, 3 7 0, 6 1 6	2 1 3, 7 2 0	5 4, 5 8 4, 3 3 6

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 344,952	千円 1,775	千円 346,727
	1. 議会費	344,952	1,775	346,727
2. 総務費		5,664,271	117,309	5,781,580
	1. 総務管理費	4,043,054	100,544	4,143,598
	2. 徴税費	1,003,442	9,278	1,012,720
	3. 戸籍住民基本台帳費	315,732	3,965	319,697
	4. 選挙費	181,150	1,539	182,689
	5. 統計調査費	99,619	756	100,375
	6. 監査委員費	21,274	1,227	22,501
3. 民生費		31,039,991	25,734	31,065,725
	1. 社会福祉費	11,603,192	6,939	11,610,131
	2. 児童福祉費	10,744,301	14,943	10,759,244
	3. 生活保護費	7,145,212	3,852	7,149,064
4. 衛生費		3,146,215	9,260	3,155,475
	1. 保健衛生費	1,179,209	3,310	1,182,519
	2. 清掃費	1,965,254	5,950	1,971,204
5. 産業経済費		977,630	2,634	980,264
	1. 農業費	84,179	1,347	85,526
	2. 商工費	893,451	1,287	894,738
6. 土木費		3,071,850	10,493	3,082,343
	1. 土木管理費	234,197	4,161	238,358

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2. 道路橋りょう費	607,947	1,487	609,434
	3. 都市計画費	669,052	3,621	672,673
	6. 住宅費	223,516	1,224	224,740
7. 消 防 費		1,546,524	29,398	1,575,922
	1. 消 防 費	1,546,524	29,398	1,575,922
8. 教 育 費		5,152,169	17,117	5,169,286
	1. 教 育 総 務 費	1,082,460	4,023	1,086,483
	2. 小 学 校 費	561,090	1,720	562,810
	3. 中 学 校 費	318,777	487	319,264
	4. 幼 稚 園 費	1,186,713	5,449	1,192,162
	5. 社 会 教 育 費	742,326	3,820	746,146
	6. 保 健 体 育 費	1,260,803	1,618	1,262,421
歳 出	合 計	54,370,616	213,720	54,584,336

令和 7 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 4 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,899,335 <small>千円</small>	<small>千円</small>	15,899,335 <small>千円</small>
2. 地方譲与税	193,000		193,000
3. 利子割交付金	67,000		67,000
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	190,000		190,000
6. 法人事業税交付金	314,000		314,000
7. 地方消費税交付金	2,989,000		2,989,000
8. 環境性能割交付金	55,000		55,000
9. 地方特例交付金	106,000		106,000
10. 地方交付税	9,140,000		9,140,000
11. 交通安全対策特別交付金	13,500		13,500
12. 分担金及び負担金	234,386		234,386
13. 使用料及び手数料	563,420		563,420
14. 国庫支出金	14,503,469		14,503,469
15. 府支出金	5,057,773		5,057,773
16. 財産収入	195,742		195,742
17. 寄附金	482,667		482,667
18. 繰入金	1,362,570		1,362,570

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	1,055,477 ^{千円}	213,720 ^{千円}	1,269,197 ^{千円}
20. 市債	902,400		902,400
21. 繰越金	885,877		885,877
歳入合計	54,370,616	213,720	54,584,336

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1. 議 会 費	344,952	1,775	346,727				1,775
2. 総 務 費	5,664,271	117,309	5,781,580				117,309
3. 民 生 費	31,039,991	25,734	31,065,725				25,734
4. 衛 生 費	3,146,215	9,260	3,155,475				9,260
5. 産 業 経 済 費	977,630	2,634	980,264				2,634
6. 土 木 費	3,071,850	10,493	3,082,343				10,493
7. 消 防 費	1,546,524	29,398	1,575,922				29,398
8. 教 育 費	5,152,169	17,117	5,169,286				17,117
9. 公 債 費	3,377,014		3,377,014				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	54,370,616	213,720	54,584,336				213,720

2. 歳 入
 (款) 19. 諸収入
 (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 雑 入	千円 996,181	千円 213,720	千円 1,209,901	1. 雑 入	千円 213,720	千円 雑入
計	996,195	213,720	1,209,915			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 議会費	千円 344,952	千円 1,775	千円 346,727	千円	千円	千円	千円 1,775	2. 給料 627	千円 一般職	千円 人件費 1,094	
								3. 職員手当等 1,148	千円 地域手当 75 期末手当 214 勤勉手当 178 議員期末手当 681	千円 議員報酬等関係事業 681	
計	344,952	1,775	346,727				1,775				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 1,511,162	千円 100,544	千円 1,611,706	千円	千円	千円	千円 100,544	1. 報酬 32,925	千円 嘱託職員等報酬 人件費 61,880	
								2. 給料 34,656	一般職 非常勤職員任用費 38,664	
								3. 職員手当等 32,963	地域手当 4,159 期末手当 15,005 勤勉手当 13,799	
計	4,043,054	100,544	4,143,598				100,544			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	千円 1,003,442	千円 9,278	千円 1,012,720	千円	千円	千円	千円 9,278	2. 給料 5,458	千円 3,820	一般職 人件費 9,278 地域手当 655 期末手当 1,683 勤勉手当 1,482	
計	1,003,442	9,278	1,012,720				9,278				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民 基本台帳費	千円 315,732	千円 3,965	千円 319,697	千円	千円	千円	千円 3,965	2. 給料 2,323	千円 2,323	一般職 人件費 3,965	
								3. 職員手当等 1,642	千円 1,642	地域手当 279 期末手当 724 勤勉手当 639	
計	315,732	3,965	319,697				3,965				

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 選挙管理委員会費	千円 32,826	千円 1,539	千円 34,365	千円	千円	千円	千円 1,539	2. 給料 570	3. 職員手当等 969	千円 1,539	一般職 人件費 地域手当 68 期末手当 460 勤勉手当 441
計	181,150	1,539	182,689				1,539				

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 統計調査 総務費	千円 29,642	千円 756	千円 30,398	千円	千円	千円	千円 756	2. 給料 3. 職員手当等	千円 451 305	千円 一般職 地域手当 期末手当 勤勉手当	千円 756 54 134 117
計	99,619	756	100,375				756				

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 監査委員費	千円 21,274	千円 1,227	千円 22,501	千円	千円	千円	千円 1,227	2. 給料 393	千円 393	一般職 人件費 1,227	
								3. 職員手当等 834	千円 834	地域手当 47 期末手当 399 勤勉手当 388	
計	21,274	1,227	22,501				1,227				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 683,827	千円 6,015	千円 689,842	千円	千円	千円	千円 6,015	2. 給料 3,857	千円 3,857	一般職 人件費 6,015	
								3. 職員手当等 2,158	地域手当 463 期末手当 995 勤勉手当 700		
7. 社会福祉 施設費	35,839	924	36,763				924	2. 給料 425	425	一般職 人件費 924	
								3. 職員手当等 499	499	地域手当 51 期末手当 232 勤勉手当 216	
計	11,603,192	6,939	11,610,131				6,939				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 582,654	千円 4,081	千円 586,735	千円	千円	千円	千円 4,081	2. 給料 2,687	千円 2,687	一般職 人件費 4,081	
								3. 職員手当等 1,394	地域手当 323 期末手当 622 勤勉手当 449		
4. 児童福祉 施設費	1,357,148	10,862	1,368,010				10,862	2. 給料 7,438	7,438	一般職 人件費 10,862	
								3. 職員手当等 3,424	3,424	地域手当 893 期末手当 1,529 勤勉手当 1,002	
計	10,744,301	14,943	10,759,244				14,943				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 生活保護 総務費	千円 272,312	千円 3,852	千円 276,164	千円	千円	千円	千円 3,852	2. 給料 2,648	千円 2,648	一般職 人件費 3,852	
								3. 職員手当等 1,204	千円 1,204	地域手当 318 期末手当 497 勤勉手当 389	
計	7,145,212	3,852	7,149,064				3,852				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生 総務費	千円 219,408	千円 3,310	千円 222,718	千円	千円	千円	千円 3,310	2. 給料 2,010	千円 2,010	一般職 人件費 3,310	
								3. 職員手当等 1,300	千円 1,300	地域手当 241 期末手当 595 勤勉手当 464	
計	1,179,209	3,310	1,182,519				3,310				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 清掃総務費	千円 698,678	千円 2,826	千円 701,504	千円	千円	千円	千円 2,826	2. 給料 1,563	千円 1,563	一般職 人件費 2,826	
								3. 職員手当等 1,263	地域手当 188 期末手当 577 勤勉手当 498		
2. 塵芥処理費	1,094,515	3,124	1,097,639				3,124	2. 給料 1,917	1,917	一般職 人件費 3,124	
								3. 職員手当等 1,207	1,207	地域手当 230 期末手当 545 勤勉手当 432	
計	1,965,254	5,950	1,971,204				5,950				

(款) 5. 産業経済費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 農業総務費	千円 39,592	千円 1,347	千円 40,939	千円	千円	千円	千円 1,347	2. 給料 808	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 539	千円 地域手当 97 期末手当 235 勤勉手当 207		
計	84,179	1,347	85,526				1,347				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	千円 375,061	千円 1,287	千円 376,348	千円	千円	千円	千円 1,287	2. 給料 818	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 469	地域手当 98 期末手当 210 勤勉手当 161		
計	893,451	1,287	894,738				1,287				

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 土木総務費	千円 234,183	千円 4,161	千円 238,344	千円	千円	千円	千円 4,161	2. 給料 2,801	千円 2,801	一般職 人件費 4,161	
								3. 職員手当等 1,360	千円 1,360	地域手当 336 期末手当 583 勤勉手当 441	
計	234,197	4,161	238,358				4,161				

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 道路 橋りょう 総務費	千円 81,955	千円 1,487	千円 83,442	千円	千円	千円	千円 1,487	2. 給料 864	千円 一般職	千円 人件費	千円 1,487
								3. 職員手当等 623	地域手当 104		
									期末手当 276		
									勤勉手当 243		
計	607,947	1,487	609,434				1,487				

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 都市計画 総務費	千円 244,348	千円 3,621	千円 247,969	千円	千円	千円	千円 3,621	2. 給料 2,448	千円 2,448	一般職 人件費 3,621	
								3. 職員手当等 1,173	千円 1,173	地域手当 294 期末手当 505 勤勉手当 374	
計	669,052	3,621	672,673				3,621				

(款) 6. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 住宅管理費	千円 223,516	千円 1,224	千円 224,740	千円	千円	千円	千円 1,224	2. 給料 425	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 799	地域手当 51 期末手当 382 勤勉手当 366		
計	223,516	1,224	224,740				1,224				

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 常備消防費	千円 1,221,600	千円 29,398	千円 1,250,998	千円	千円	千円	千円 29,398	2. 給料 16,364	千円 一般職	千円 人件費 29,398	
								3. 職員手当等 13,034	地域手当 1,964 期末手当 5,824 勤勉手当 5,246		
計	1,546,524	29,398	1,575,922				29,398				

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	千円 309,495	千円 4,023	千円 313,518	千円	千円	千円	千円 4,023	2. 給料 2,205	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 1,818	地域手当 265 期末手当 848 勤勉手当 705		
計	1,082,460	4,023	1,086,483				4,023				

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	千円 528,203	千円 1,720	千円 529,923	千円	千円	千円	千円 1,720	2. 給料 691	千円 一般職	千円 人件費 1,720	
								3. 職員手当等 1,029	地域手当 83 期末手当 486 勤勉手当 460		
計	561,090	1,720	562,810				1,720				

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	千円 250,219	千円 487	千円 250,706	千円	千円	千円	千円 487	2. 給料 260	千円 一般職	千円 人件費 487	
								3. 職員手当等 227	地域手当 31 期末手当 103 勤勉手当 93		
計	318,777	487	319,264				487				

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 幼稚園 総務費	千円 1,186,713	千円 5,449	千円 1,192,162	千円	千円	千円	千円 5,449	2. 給料 3,125	千円 3,125	一般職 人件費 5,449	
								3. 職員手当等 2,324	千円 2,324	地域手当 375 期末手当 1,068 勤勉手当 881	
計	1,186,713	5,449	1,192,162				5,449				

(款) 8. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会教育 総務費	千円 201,565	千円 3,363	千円 204,928	千円	千円	千円	千円 3,363	2. 給料 1,834	千円 1,834	一般職 人件費 3,363	
								3. 職員手当等 1,529	地域手当 220 期末手当 689 勤勉手当 620		
5. 青少年 会館費	74,817	457	75,274				457	2. 給料 245	245	一般職 人件費 457	
								3. 職員手当等 212	地域手当 29 期末手当 97 勤勉手当 86		
計	742,326	3,820	746,146				3,820				

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 保健体育 総務費	千円 115,563	千円 632	千円 116,195	千円	千円	千円	千円 632	2. 給料	千円 379	一般職	千円 632
								3. 職員手当等	253	地域手当 46 期末手当 112 勤勉手当 95	
2. 体育施設費	240,418	986	241,404				986	2. 給料	595	一般職	986
								3. 職員手当等	391	地域手当 71 期末手当 171 勤勉手当 149	
計	1,260,803	1,618	1,262,421				1,618				

給 与 費 明 細 書

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		41,635	20,984	4,997	30,000	97,616	10,346	107,962	
	議 員	18	136,390		63,333			199,723	36,259	235,982	
	そ の 他	1,786	154,663					154,663		154,663	
	計	1,808	291,053	41,635	84,317	4,997	30,000	452,002	46,605	498,607	
補正前	長 等	4		41,635	20,984	4,997	30,000	97,616	10,346	107,962	
	議 員	18	136,390		62,652			199,042	36,259	235,301	
	そ の 他	1,786	154,663					154,663		154,663	
	計	1,808	291,053	41,635	83,636	4,997	30,000	451,321	46,605	497,926	
比 較	長 等										
	議 員				681			681		681	
	そ の 他										
	計				681			681		681	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(355) 785	710,030	3,194,533	2,756,966	6,661,529	1,205,282	7,866,811	
補 正 前	(355) 785	677,105	3,093,648	2,677,737	6,448,490	1,205,282	7,653,772	
比 較		32,925	100,885	79,229	213,039		213,039	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	406,133	848,342	720,106
	補 正 前	394,025	812,542	688,785
	比 較	12,108	35,800	31,321

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	32,925	制度改正に伴う増加分	32,925	報酬月額の上昇によるもの	
給 料	100,885	制度改正に伴う増加分	100,885	給料月額の上昇によるもの	
職 員 手 当	79,229	制度改正に伴う増加分	79,229	報酬・給料月額の上昇に伴う各手当への跳ね返り 期末・勤勉手当の支給月数の上昇によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	期末手当の支給月数の引上げ 12月 1.25月→1.275月 (再任用職員 0.7月→0.725月) 勤勉手当の支給月数の引上げ 12月 1.05月→1.075月 (再任用職員 0.5月→0.525月)
補 正 前	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	

議案第65号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）
の一部を改正する条例を別添のとおり制定する。

令和7年12月15日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（1） 第7条第1項の改正規定 令和7年4月1日

（2） 第8条第2項の改正規定 令和7年12月1日

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第66号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第
19号）の一部を改正する条例を別添のとおり制定する。

令和7年12月15日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4
月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年12
月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正前の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による期末手当の支給に関し必要な
事項は、市長が定める。

議案第67号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を改正する条例を別添のとおり制定する。

令和7年12月15日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項第2号中「5,000円」を「5,100円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「あつては9,500円」を「あつては9,900円」に、「11,500円」を「12,000円」に、「13,500円」を「14,100円」に、「15,500円」を「16,200円」に、「17,500円」を「18,400円」に、「19,500円」を「20,600円」に改める。

第21条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「22,000円」を「23,500円」に改める。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第23条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表1表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
勤務職 員以外 の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	

15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700		409,500			
87	266,500	306,100	356,100		410,000			
88	266,800	306,400	356,500		410,400			
89	267,100	306,700	356,700		410,800			
90	267,400	307,000	357,100		411,300			
91	267,700	307,300	357,500		411,800			
92	268,000	307,600	357,900		412,200			

93	268,300	307,800	358,100		412,600				
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
一般職給料表2表

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
短時間	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
勤務職	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
員以外	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
の職員	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	

76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		

115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800

備考 この表は、単純労務職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項第2号中「自動車等の使用距離が片道1.5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、片道1.5キロメートル以上2.5キロメートル未満である職員にあつては4,000円、片道2.5キロメートル以上4キロメートル未満である職員にあつては5,100円、片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員にあつては7,200円、片道8キロメートル以上12キロメートル未満である職員にあつては9,900円、片道12キロメートル以上16キロメートル未満である職員にあつては12,000円、片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては14,100円、片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員にあつては16,200円、片道24キロメートル以上28キロメートル未満である職員にあつては18,400円、その他の職員にあつては

20,600円」を「20,600円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第15条の2第2項第2号、第21条第1項及び別表第1の改正規定
令和7年4月1日

(2) 第23条第2項及び第3項並びに第23条の4第2項第1号及び第2号の改正規定
令和7年12月1日

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による給与の支給に関し必要な事項

は、市長が定める。

議案第68号

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 

氏 名 美 濃 亮

生

令和7年12月15日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第69号

監査委員の選任について

次の者を松原市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

川 西 修

 生

令和7年12月15日提出

松原市長 澤 井 宏 文